

無料

労働者1人から49人・産業医選任義務のない事業場の皆様へ

地域産業保健センターのご案内

4か所の地域産業保健センターが、労働安全衛生法で定めた保健指導等のサービスを無料で提供いたします。各サービスの利用にあたっては、**事前の申し込み**が必要です。

健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
(安衛法第66条の4)



長時間労働者に対する面接指導
(第66条の8及び第66条の9)



高ストレス者に対する面接指導

健康管理ご担当者からの労働者の健康管理全般についての相談対応



労働衛生工学専門員の訪問による、職場の作業管理、環境管理について、改善点等のアドバイスや相談対応



保健師訪問による健康相談・保健指導

詳細・お申し込み方法

地域産業保健センター利用申込書に必要事項を記入の上、FAXでお申し込みください。詳細は、裏面をご覧ください。



各地域産業保健センター

中北センター

甲府市、韮崎市、南アルプス市、
甲斐市、中央市、北杜市、中巨摩郡

055-220-7020

峡東センター

山梨市、甲州市、笛吹市

0553-88-9120

峡南センター

南巨摩郡、西八代郡

0556-22-7330

郡内センター

都留市、富士吉田市、大月市、
上野原市、南都留郡、北都留郡

0554-45-0810

独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター

お急ぎの場合はこちらまで Tel. 055-220-7020 (平日 8:30~17:15)

申込方法

1. ホームページからプリントした地域産業保健センター利用申込書に必要事項を記入の上、FAX(055-220-7021)で申し込んでください。
2. 申込受領後、担当の地域産業保健センターのコーディネーター(担当者)から、事業場担当者あてに、実施日時や必要書類について連絡いたします。連絡をお待ちください。



申込書・サービス利用の際の必要書類は、山梨産業保健総合支援センターホームページの「地域産業保健センター」のページからダウンロードいただけます。
【ダウンロードできない場合】
お電話ください。必要書類等用紙をFAXで送付します。TEL055-220-7020

《ご利用いただけるサービスの内容》

- ・労働者の健康管理の相談
健康診断で異常所見があるなど健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師または保健師が相談対応します。
- ・健康診断結果に基づく医師からの意見聴取（安衛法第66条の4）
健康診断の結果異常の所見があった労働者（有所見者）に対し、健康を保持するために必要な措置について、医師が事業者に対し意見陳述を実施します。
- ・長時間労働者に対する面接指導（第66条の8 及び第66条の9）
時間外・休日労働時間が一月あたり80時間超の労働者、または、会社又は事業場の基準を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者を対象として医師による面接指導を実施し、事業者に対し意見陳述を実施します。
- ・高ストレス者に対する面接指導
ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判断した者を対象として医師による面接指導を実施し、事業者に対し意見陳述を実施します。
- ・労働衛生工学専門員による専門指導
職場の作業管理、環境管理について、現地を確認し改善点等のアドバイスや相談に応じます。
- ・副業、兼業労働者からの健康相談

ご利用時の注意

- ※本事業は、国からの補助金により、中小企業の小規模事業場の産業保健活動に対する支援の充実を図ることを目的に実施しております。つきましては、大企業の営業所・支店等のうち、企業内の産業保健活動について統括的に指導を行う産業医がいる事業場につきましては、地域産業保健センターの対象外となります。
- ※年度内に利用できる回数は原則 1 事業場あたり2回です。
- ※サービスは、原則、申し込み後に指定する窓口での対応となりますが、必要な場合は、産業医または保健師が事業場を訪問し、総合的な助言指導・労働者の健康相談を行うことができます。
- ※感染予防対策として、一部郵送での対応も行っておりますので、申し込みの際「地域産業保健センター利用申込書」のその他連絡事項に「郵送対応希望」とご記入ください。なお、サービスの内容・地域により一部郵送での対応ができない場合もございます。ご了承ください。